

個人情報第三者提供について事前同意のお願い

個人情報保護法では、当組合を含む個人情報取扱事業者は、予め本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、加入者等にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも加入者等にとって合理的とはいえないものについては、予め公表しておいて加入者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、書面にて当組合までお申し出ください。お申し出が無い場合には、同意していただいたものとさせていただきます。

- 1 高額療養費に該当した場合には、被保険者からの申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
- 2 被保険者からの申請に基づかず給付する付加給付等について事業主経由で行うこと。
- 3 医療費のお知らせについては、世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。
- 4 特定保健指導の実施対象者・実施状況の有無等を、当組合加入事業所の健康保険担当部門および管理者へ提供すること。(加入事業所とのコラボヘルス)
- 5 資格情報のお知らせについては、世帯分をまとめて被保険者に通知すること。